

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：令和3年3月15日（令和3年（行情）諮問第83号）

答申日：令和3年11月4日（令和3年度（行情）答申第355号）

事件名：特定元農林水産大臣と特定業界関係者等との特定期間の面会記録の不
開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月2日付け2生産第1644号-2により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

開示請求した行政文書の存否を明らかにすること自体が、公訴の維持に支障を及ぼすとした不開示の理由が不明確なため。仮に面会記録が存在する場合は、公訴の維持に真に必要な部分を除き、法6条に照らして部分開示などを検討すべきであり、存否も明らかにしない不開示は認められない。

特定地検Aと特定地検Bの特定年月日A付の公訴事実によれば、被告人のX元農林水産大臣は、特定法人A代表取締役だった被告人のYと特定年月A、特定年月B、特定年月Cにホテルや大臣室で特定行為に及んだとされる。開示請求の対象は、特定の業界・企業関係者との面会記録一式であり、公訴事実記載の面会が含まれる可能性はあると考えられる。

他方、面会記録が存在した場合でも、行政文書の存否を開示したところで、公訴事実が示す面会と同一のものが含まれるかどうかはただちに特定されるものではない。まずは行政文書の存否を明らかにした上で、公訴の維持に支障を及ぼす内容については別途対応するなどの余地もあ

り、国民への情報開示の重要性と比して、行政文書の存否そのものを開示しない理由たり得ないと思料される。

また、Z元農林水産大臣については公訴事実に触れられておらず、大臣在任中の面会記録の存否を含めた開示が公訴の維持に支障を及ぼすとした不開示理由は認められない。改めて開示を求めるとともに、開示できない場合は、公訴の維持に支障を及ぼす理由を明示するよう求める。

(2) 意見書

X元農林水産大臣については、特定法人A元代表Yが絡む特定罪名A及び特定罪名B事件の初公判が開かれておらず、検察側・弁護側双方の立証方針が不明である点に異論はない。しかし、面会記録の存否自体が主張・立証の前提になるとの点は、論理の飛躍があると考ええる。

面会記録がある場合は、詳細な日時や会談内容を公益に照らして可能な範囲で明らかにすることを求める。農林水産省が通常、大臣への農林水産関連業界の陳情など面会を公開し、報道機関などの取材を可能とする場合と何ら変わりない。大臣の公務であれば、会談の趣旨を含めて公開する一定の公益性があると考ええる。

面会の有無のみで罪証隠滅の恐れにつながるとは言えず、個々の面会の趣旨に照らして、公開の範囲を検討する対応を求める。裁判官の心証形成は、むしろ面会記録の存否自体すら明らかにしない消極的な姿勢が影響を及ぼす可能性も考慮した上で、改めて公益性に照らした積極的な情報開示を求める。

一方、Z元農林水産大臣については、事件の公訴事実には一切触れられておらず、X、Y両氏の公訴で検察・弁護側双方の主張・立証に不当な影響を与えるとの論理は承服できない。XとZの在任時期には約〇年の差があり、仮にZとYらとの面会が、その有無を含めてXの公訴に影響すると考えるなら、その理由を含めて一切を開示すべきと考える。

X、Z両氏のY以外の特定の業界・関係者との面会記録については、さらに公訴とは無関係であると類推される。この存否が、Yに関わる面会記録の存否を強く類推させるものであるなら、全ての存否を開示した上で、公訴の維持に真に必要な部分を除いた上で、法6条に照らした部分開示など前向きな対応を求める。

面会記録の存否すら明らかにしないのは、省トップの大臣の公務での行動を国民に対して恣意的に秘するに等しく、いずれも積極的な開示を求める。

なお、公訴の維持に支障を及ぼす恐れに関しては、初公判が開かれ検察・弁護側双方の主張・立証方針が明らかになった段階では、同様の不開示理由は相当とは考えられなくなる点も考慮に入れた上で、上記の部分開示を含めた速やかな開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

1 原処分における不開示理由

開示請求の対象となっている文書は、本件対象文書である。本件対象文書は、その存否を明らかにすること自体が、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあり法5条4号により不開示とすべき情報を開示することになるので、法8条により存否を明らかにしないで不開示とする開示決定を行った。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりであると理解できる。

- (1) 開示請求した行政文書の存否を明らかにすること自体が、公訴の維持に支障を及ぼすとした不開示の理由が不明なため、原処分の取り消しを求める。仮に面会記録が存在する場合は、公訴の維持に真に必要な部分を除き、法6条に照らして部分開示などを検討すべき。
- (2) また、Z元農林水産大臣については公訴事実に触れられておらず、大臣在任中の面会記録の存否を含めた開示が公訴の維持に支障を及ぼすとした不開示事由は認められない。改めて開示を求めるとともに、開示できない場合は、公訴の維持に支障を及ぼす理由を明示するよう求める。

3 原処分を維持する理由

(1) 原処分の妥当性

ア 本件経緯及び開示決定等までの期間の延長理由等

特定法人A元代表YからX元農林水産大臣に対する特定疑惑の報道（最初の報道は、特定年月日B。）以降、農林水産省に対する報道機関からの問合せや国会関係業務が継続しており、さらに本来業務も多忙であったことに加え、本件開示請求を含め約1か月間に数十件の開示請求を接受しており、限られた人員体制において、本件について開示請求から30日以内に開示決定等を実施することは事務処理上困難であったため、法10条2項に基づき、令和3年1月4日付けで開示決定等を実施するまでの期間を30日間延長し、その旨開示請求者に通知した。

特定年月日A、X元大臣が特定罪名Aで、Y元代表が特定罪名B等でそれぞれ公判請求された。その後、本件開示請求から60日以内の同年2月2日付けで上記1に記載の理由により不開示を決定した。当該不開示決定理由における「公訴」とは、上記2氏に係る公訴（刑事裁判）のことを指している。

イ 存否応答拒否の妥当性

(ア) 文書2について

原処分時点において、特定行政に関連して、Y元代表とX元大臣

が特定罪名 A 及び特定罪名 B で公判請求されていたものの、第 1 回公判は行われていなかった（なお、現時点においても、第 1 回公判が開かれたという報道には接していない。）。そのため、詳細な公訴事実是不明であるとともに、検察側の立証方針、弁護側の弁護方針も不明であり、さらに、報道によれば、被告人側が特定争点を争う可能性もあるなど、今後の公判においていかなる審理が行われるか予断できない状況であった。

特定罪名 A 及び特定罪名 B は、（略）場合に成立するものであり、その犯罪の性質上、一般的に、当事者間の人間関係、接触状況が犯罪の成否等を判断する上で重要な事実となるが、他方で、一般的に客観証拠や目撃者に乏しい犯罪類型でもある。

文書 2 の存否を明らかにした場合には、X 元大臣と特定の業界・関係者（以下、単に「特定業界関係者」という。）との面会時のやりとりに関する資料の有無（以下「本件存否情報 1」という。）が明らかになる。すなわち、仮に、文書 2 の存否を応答することとした場合、文書 2 が「存在」と答えれば、Y 元代表を含み得る特定業界関係者と X 元大臣との面会があり、かつ、記録すべきやりとりがあったという事実が明らかになる。逆に、文書 2 は「不存在」と答えれば、両者の間で、記録すべきやりとりのあった面会はなかったと推測させることとなる。

このように、本件存否情報 1 は X 元大臣と Y 元代表の接触状況に関わる情報であり、今後の公判においていかなる審理が行われるか予断できない状況下では、仮に本件存否情報 1 が明らかになれば、これを前提とした主張・立証を行うことが可能となるとともに、罪証隠滅を招くおそれがあるなど検察側、弁護側双方の主張・立証に不当な影響を与えるほか、裁判所外において裁判官の心証形成に影響を与えるなど、適切な公判実施に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

（イ）文書 1 について

文書 1 の存否を明らかにした場合には、Z 元大臣と特定業界関係者との面会時のやりとりに関する資料の有無（以下「本件存否情報 2」という。）が明らかになる。すなわち、仮に、文書 1 の存否を応答することとした場合、文書 1 が「存在」と答えれば、Y 元代表を含み得る特定業界関係者と Z 元大臣との面会があり、かつ、記録すべきやりとりがあったという事実が明らかになる。逆に、文書 1 は「不存在」と答えれば、両者の間で、記録すべきやりとりのあった面会はなかったと推測させることとなる。

このように、本件存否情報 2 は、Z 元大臣と Y 元代表との接触状

況に関わる情報であり，上記（ア）のとおり，Y元代表に係る今後の公判等においていかなる審理が行われるか予断できない状況下では，仮に本件存否情報2が明らかになれば，他の証拠と合わせ，これを前提とした主張・立証を行うことが可能となるとともに，罪証隠滅を招くおそれがあるなどY元代表及びX元大臣に係る公訴における検察側，弁護側双方の主張・立証に不当な影響を与えるほか，裁判所外において裁判官の心証形成に影響を与えるなど，適切な公判実施に支障を生じさせるおそれがあると認められる。

（ウ）同類型の情報に係る存否応答拒否について

審査請求人は，仮に面会記録が存在する場合は，公訴の維持に真に必要となる部分を除き，法6条に照らして部分開示などを検討すべきと主張する。しかし，存否を明らかにしないで不開示とすることが必要な類型の情報については，常に存否を明らかにしないで不開示とすることが必要である。本件存否情報1及び本件存否情報2に関し，仮に，Y元代表以外の特定業界関係者との面会記録等の存否を明らかにしてしまうと，Y元代表に係るものの存否を明らかにせず不開示としても，その存否を強く類推させることとなる。したがって，本件対象文書については，Y元代表及びX元大臣に係る公訴との関係で存否を明らかにすることができない。

よって，本件存否情報を公にすることにより，公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある（法5条4号）と認めることにつき相当の理由があり，法8条の規定に基づき，本件対象文書の存否を明らかにせず不開示決定を行った原処分は妥当である。

（2）結論

以上のことから，原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和3年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月15日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月7日 審議
- ⑤ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その存否を答えるだけで，法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして，法8条に基づき，その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、存否応答拒否の妥当性について、上記第3の3の説明に加え、本件存否情報2とX元大臣の公訴との関連性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 原処分を行うまでに、Z元大臣とYの、Z元大臣在任中を含む時期からの関係、Z元大臣とX元大臣の同期当選以降の関係、YとZ元大臣とX元大臣の3者の関係、Z元大臣によるYと複数の国会議員との仲介等について、数多くの報道がなされていたところである。

イ また、Z元大臣のブログにおいても、自身とY（特定法人B）やX元大臣との関係に係る記事が掲載されていた。

ウ このため、文書1のようにZ大臣時代のZ元大臣とYの接触状況に関する情報であっても、その存否が明らかにされた場合に訴訟関係者のみが知り得る他の情報と組み合わせることで、X元大臣における特定争点に係る事実の有無など事実認定に影響を与える可能性があり、Xの公判に影響を与えると判断した。

(2) そこで検討すると、まず、本件対象文書の存否を答えることは、それぞれ本件存否情報1及び本件存否情報2を明らかにすることとなると認められる。

そして、諮問庁の上記(1)ア及びイの説明を否定する事情はなく、これを踏まえると、本件においては、本件存否情報1及び本件存否情報2を公にすることにより、他の証拠と合わせるなどし、訴訟関係者がこれらを前提とした主張・立証を行うことが可能となるとともに、罪証隠滅を招くおそれがあり、検察側、弁護側双方の主張・立証に不当な影響を与えるなど、適切な公判実施に支障を生じさせるおそれがあるとする諮問庁の説明は、これを否定し難い。

そうすると、本件存否情報1及び本件存否情報2はいずれも、公にすることにより、捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当する。

(3) したがって、本件対象文書について、その存否を答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙（本件対象文書）

Z元農林水産大臣の特定期間Aの特定の業界・企業関係者との面会記録（文書1）及びX元農林水産大臣の特定期間Bの特定の業界・企業関係者との面会記録（文書2）の一式